

広島県告示第千四十八号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十三年十一月二十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	効力を有する期限	備 考
医療法人社団あやめ会 福原整形外科医院	広島市南区宇品西四丁目 四番八号	平成二六年一月二〇日	更新
医療法人社団 加川整形外科病院	広島市西区古江西町二二 番一〇号	平成二六年一月二〇日	更新
医療法人慈徳会 真田病院	広島市南区皆実町三丁目 一三番一一号	平成二六年一月二〇日	更新
広島鉄道病院	広島市東区二葉の里三丁 目一番三六号	平成二六年一月二〇日	更新